

介護保険法及び障害者自立支援法の改正に係るみんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の改正について

介護保険法及び障害者自立支援法の改正に伴い、同条例施行規則の関係法令規定部分を修正するものである。具体的な内容は以下のとおり。

1 介護保険法の改正

同法第8条第25項が同条第27項に改められたことにより、別表第1の4の項を整理する。

2 障害者自立支援法の改正

同法第5条中、「同行援護」が第3項として追加され、第4項から第21項まで一項ずつ繰り下げられたことにより、別表第1の4の項を整理する。

3 県民意見反映手続きについて

上記法の改正に伴う形式的な変更該当するため、県民意見反映手続きは不要である。
(かながわ県民意見反映手続要綱第4条(8)イ)